全国厚生労働関係部局長会議資料

社会・援護局 (援護)

目 次

		頁
(=	÷ ⊢÷······	
(里	重点事項)	
1	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給について	2
2	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正に伴う施行事務等	3
3	遺骨収集等慰霊事業について	5
4	戦没者遺骨の身元特定のための DNA 鑑定及び遺骨等の伝達について	9
5	遺留品の伝達について	13
6	国内における民間建立戦没者慰霊碑について	14
7	ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	15
8	中国残留邦人等に対する支援策の実施について	16
(]	P.算概要)	
令和	15年度援護関係予算案の主要事項	22
(参	学考資料)	
1	令和5年度予算案事項別內訳	25
2	援護年金について	28
3	援護年金等受給者数について	29
4	昭和館・しょうけい館について	30
5	援護関係資料の国立公文書館への移管について	31
6	「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について	32

(重点事項)

1. 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給について

1 制度の概要

「戦没者等の妻に対する特別給付金」(以下「戦没者妻特給」という。)は、先の大戦において、一心同体である夫を失った大きな心の痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的な困難とも闘ってこなければならなかった、戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)に基づき、特別給付金を支給するものである。

2 改正法案の内容(令和5年通常国会への提出を予定)

(1) 支給の継続

戦没者妻特給については昭和38年度から継続して支給されており、戦没者等の妻の精神的痛苦はこれまでと変わるところがなく、それに対して国として特別の慰藉を行う必要性には変わりがないことから、令和5年度以降も支給を継続する。

(2) 支給方法等の見直し

対象者の高齢化等を踏まえ、償還額を年22万円(現行は年20万円)に増額するとともに、5年償還の国債を5年ごとに2回交付(※)。

(※) 令和5年4月1日において、公務扶助料等の受給権を有する戦没者等の妻に支給。ただし、 戦没者等の妻のうち、現行法による戦没者妻特給の権利を取得してから10年(償還期間) を経過していない者等については、償還期間経過後に権利を取得するものとする。

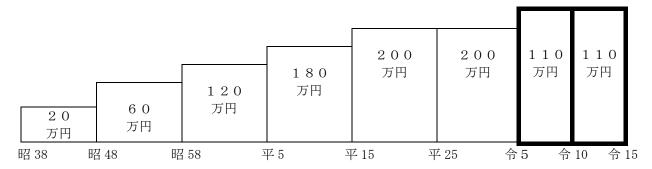
3 依頼事項

法案が成立し、法施行後、厚生労働省から対象者に対して個別案内を送付(各都道府県に対象者リストを送付)する予定であるので、<u>請求者からの請求に対する適切かつ迅速な裁定</u>について、ご配慮いただきたい。

(※) 令和5年度政府予算案に、事務委託費として46百万円を計上。

(例 昭和38年制度創設当初から受給している場合)

R5年改正部分 (2回の交付で合計 220 万円)



2 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正に伴う施行事務等

1. 氏名等届出書の自動作成について

(1) 内容

令和4年11月8日付け事務連絡「氏名等届出書の自動作成に向けた援護システムの改修について」にてご連絡したとおり、令和5年度以降に新規発行する国債銘柄から、氏名等届出書の提出を不要とし、厚生労働省による国債発行請求処理後に請求者の居住地都道府県が援護システムにより氏名等届出書の自動作成を可能とするシステム改修を予定している。

※令和5年6月末に改修を終える予定。

(2) 依頼事項

氏名等届出書は援護システムに入力された情報を基に自動作成されることから、援護システムに誤った情報が入力された場合、誤った情報が印字された氏名等届出書が作成され、償還金支払場所における償還金受領等の手続に支障を来すおそれがあるため、援護システムへの正しい情報の入力及び確認の徹底をお願いしたい。

2. 各種特別給付金の時効失権防止対策について

以下の特別給付金の請求期限が迫っていることから、厚生労働省から未請求者に対して個別案内を送付し、時効失権防止対策を行う予定であるので、個別案内送付のための各種調査等の依頼があった場合には、対応をお願いしたい。

特別給付金銘柄	請求期限
第二十七回特別給付金へ号(戦没者等の妻に対する特別給付金)	令和5年10月2日
第二十九回特別給付金い号(戦傷病者等の妻に対する特別給付金)	令和6年4月1日
第十三回特別給付金た号(戦傷病者等の妻に対する特別給付金(平病死))	令和6年9月30日

3. 第十一回特別弔慰金の請求期限到来にあたっての対応

(1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」(死者を弔い、遺族を慰めること)の意を表すため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している(昭和40年制度創設)。

第十一回特別弔慰金の請求期間は令和2年4月1日から令和5年3月31

日までであり、令和4年11月末現在の居住地都道府県における受付件数は約74万件、令和4年12月末までの国債発行請求件数は約72万件となっている。

(2) 依頼事項

特別弔慰金は支給対象の範囲が広く(※)、事前に最優先順位の遺族を特定・ 把握することが困難であることから、受給権者の時効失権防止を図るため、市 区町村との連携の下、請求期限までの間引き続き、①広報誌等を用いた広報活 動、②厚生労働省から送付した未請求者リスト(前回の特別弔慰金受給者のう ち未請求の者等)を活用した<u>未請求者に対する個別の請求案内</u>などの取組に ついて、ご協力をお願いしたい。

(※) 子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた甥、姪 等

(参考:国の時効失権防止対策)

- 令和4年4月 都道府県に未請求者リスト送付し、市区町村と連携の下、未請求者に対する個別の請求案 内を依頼した。また、都道府県及び市区町村の広報誌等を活用した積極的な広報活動と ポスター及びリーフレットを都道府県に配布し、掲載及び設置を依頼した。
 - 5月 政府広報 (新聞広告 (突出))
 - 6月 政府広報 (ラジオお知らせ)
 - 8月 新聞広告 (73紙 (全国紙5紙、ブロック紙3紙、地方紙65紙))
 - 10月 郵便局等にポスター及びリーフレットを配布

また、請求期限が迫っており、今後、多数の駆け込み相談や請求が予想されることから、市区町村との密接な連携の下、引き続き、①市区町村からの受給権の有無等に関する照会への対応など円滑・適切な事務処理の実施、②書類不備等により長期未処理となっている案件の迅速な処理について、ご協力をお願いしたい。

3 遺骨収集等慰霊事業について

1. 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 12 号)及び「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(平成 28 年 5 月 31 日閣議決定。以下「基本計画」という。)により平成 28 年度から令和 6 年度までの 9 年間が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間と定められている。

「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめを踏まえ、海外資料調査等で得られた情報等に基づき、調査を要する埋葬地を可能な限り調査し、その結果を踏まえ、遺骨収集を集中的に行っている。

さらに、政府一体となって取組をより一層推進するため、「戦没者の遺骨収集事業の推進に関する関係省庁連絡会議」による「戦没者遺骨収集推進戦略」を決定し、現時点で情報のない遺骨等も含め、未収容遺骨について、国の責務として、可能な限りの取組を実施している。

遺骨収集の実施にあたっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会(以下「指定法人」という。)が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行っており、国と指定法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響により遺骨収集事業を計画通り実施できなかったが、感染症の影響や現地情勢等に配慮しつつ、硫黄島と沖縄における遺骨収集 や海外においても現地調査、協議等を実施するなど可能な範囲で事業を実施している。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

令和5年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

〈南方地域等での遺骨収集〉

①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④マリアナ諸島、⑤ミャンマー、⑥インド、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨インドネシア、⑩パラオ諸島、⑪ギルバート諸島、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島計 14地域

〈旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集〉

①ハバロフスク地方、②沿海地方、③ザバイカル地方 計 3地域

この他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれては、遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡をお願いしたい。

2. 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や 海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

なお、令和4年度の慰霊巡拝については令和3年度同様、新型コロナウイルス感 染症及び現地情勢等を踏まえ、海外での慰霊巡拝は中止し、硫黄島のみ実施してい る。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、令和5年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④ミャンマー、⑤マーシャル・ギルバート諸島、⑥インドネシア、⑦北ボルネオ、⑧中国、⑨硫黄島の9地域で実施を計画している。

(2) 旧ソ連地域等での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の抑留中死亡者の遺族を対象として各地方・州ごとに実施しており、令和4年度は、抑留地域である3地域(①ハバロフスク地方、②イルクーツク州・ブリヤート共和国、③カザフスタン)で実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集等

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう 各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知ら せしており、1月中を目途にお知らせする予定である。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、<u>各都道府県から推薦</u>をお願いしたい。

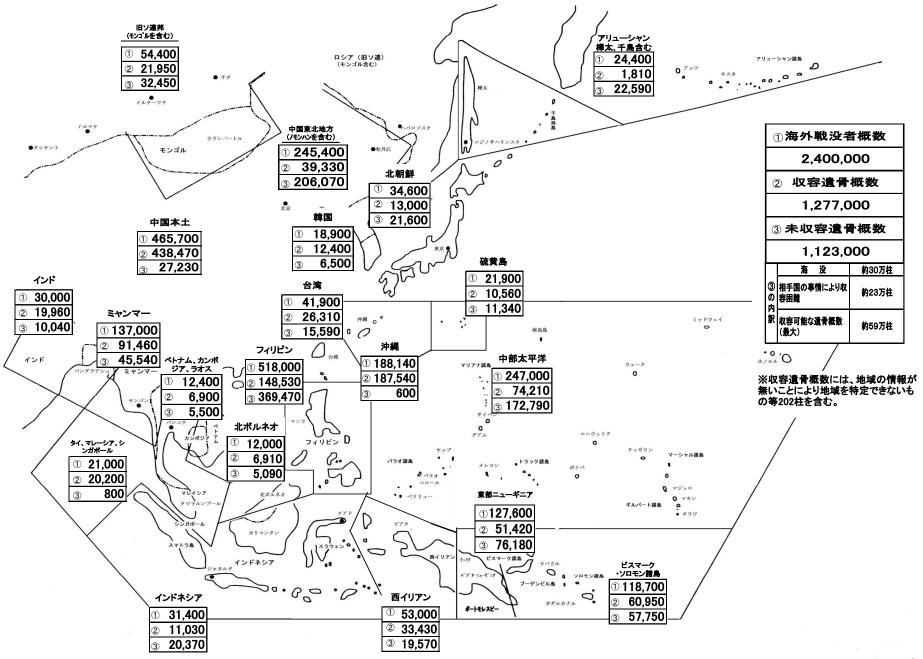
なお、近年、旅行中に体調を崩し、緊急帰国や滞在延長を余儀なくされるケースが見受けられることから、参加遺族の推薦に際しては、ご遺族の健康状態にもご留意いただけるようお願いしたい。

(4) 新型コロナウイルス感染症及び現地の状況等による事業実施の判断について 厚生労働省では、ご遺族の慰霊巡拝の機会をできるだけ確保したいとの考えか ら、出発のおよそ2ヶ月前(硫黄島では出発のおよそ1ヶ月前)の現地情勢等に基づき、実施の可否を判断しているところ。

書類提出の締切りから出発まで、少なくとも3~4ヶ月程度の準備期間を要することから、書類の提出の締切りの時点では、実施の可否の判断は難しいことをご理解いただきたい。

なお、これまで参加を希望した慰霊巡拝に必要書類を提出済で、新型コロナウイルスの影響等で中止となり、令和5年度に同じ慰霊巡拝に参加を希望する際には、一部の書類(戸籍謄本等)の提出については省略するなど、ご遺族の負担の軽減を図ることとする。

地域別戰没者遺骨収容概見図(令和4年11月末現在)



4 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1. 身元特定のためのDNA鑑定について

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成 11 年から令和 4 年 11 月末までに、関係遺族約 15,800 人にお知らせを送付した。これまでに収容した遺骨については、推定される関係遺族に鑑定のお知らせを順次送付しているところである。なお、これまでに約 6,700 人から申請があり、鑑定の結果、1,215 柱の遺骨の身元を特定し、順次遺族に伝達している。

また、戦後 70 年以上を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1)遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に 係る対象地域拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うことを検討してきた。平成28年度は、その実効可能性の検証のため、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域について遺族への呼びかけとDNA鑑定を実施したが、遺族の特定に至らなかった。

平成29年度からは、沖縄4地域に加え、沖縄6地域の戦没者について、さらなる試行的な取組として、その地域の戦没者の遺族と思われる方からのDNA鑑定の申請を公募し、部隊記録のみならず、申請された死亡場所等の情報に基づき、ある程度戦没者のつながりが確認できる場合にはDNA鑑定を実施することとして、平成29年7月から受付を開始した。これまでに遺族1,475人から申請があり、検体が提供された遺族1,061件との間でDNA鑑定を実施したが、戦没者の身元特定には至っていない。

南方等戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間とりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁においても、遺留品等の手掛かり資料がない戦没者のDNA鑑定を、令和2年4月から公募により試行的に実施し、その結果、令和2年8月及び9月にキリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、遺族との間で身元が特定され、また、同年12月には、硫黄島の戦没者遺骨2柱について、遺族との間で身元が特定された。

上記結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大して令和3年10月より公募により実施している。令和4年11月末現在で、1,478件の申請を受け付けている。

(2) 本取組を遺族に広く周知を図るための広報活動

今年度、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に係る対象地域の拡大について、各地方自治体の広報誌への掲載、ポスターの掲示及びリーフレットの設置について協力をお願いしたところであるが、引き続き広報等による周知に関し協力をお願いする。

2. 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、<u>都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、</u> 遺族への伝達 14 日前までに事前に連絡願いたい。

都道府県別DNA鑑定結果

令和4年11月末現在

				令和4年11月末現在		
No.	都道府県	鑑定結果数	判明者数	内訳 否定数	判定不能数	- 備考
1	北海道	409	58	336	15	
2	青森県	75	26	49	0	
3	岩手県	87	30	57	0	
4	宮城県	67	21	46	0	
5	秋田県	40	12	28	0	
6	山形県	65	17	47	1	
7	福島県	86	27	58	1	
8	茨城県	89	27	62	0	
9	栃木県	52	16	36	0	
10	群馬県	52	18	33	1	
11	埼玉県	180	58	121	1	
12	千葉県	197	56	140	1	
13	東京都	320	87	230	3	
14	神奈川県	232	50	181	1	
15	新潟県	79	20	57	2	
16	富山県	37	14	23	0	
17	石川県	38	12	26	0	
18	福井県	36	6	27	3	
19	山梨県	42	14	28	0	
20	長野県	96	29	67	0	
21	岐阜県	65	17	48	0	
22	静岡県	99	37	60	2	
23		125	45	78	2	
24	三重県	45	15	27	3	
25		32	7	23	2	
26	京都府	72	13	58	1	
27	大阪府	171	53	112	6	
28	上	120	37	81	2	
29	奈良県	48	17	30	1	
30	和歌山県	40	20	20	0	
31	鳥取県	20	6	13	1	
32	島根県	54	20	34	0	
33	国山県 岡山県	65	20	45	0	
34	上	171	72	98	1	
35	山口県	64	32	31	1	
36		23	6	17	0	
37	香川県	36	6	28	2	
38		70	20	50	0	
39	三二三支媛宗 高知県	58	16	42	0	
40	福岡県	166	54	112	0	
41	佐賀県	46	6	40	0	
42	長崎県	54	13	41	0	
43	能本県	78	22	56	0	
44	大分県	56	12	44	0	
45	ロージング 京 宮崎県	45	20	25	0	
46		97	26	71		
46	上 鹿児島県 沖縄県	278	4	270	0 4	
99		1	1	0	0	
ยย	日本国外	'	'			<u> </u>
	計 	4,478	1,215	3,206	57	

注1:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である(判明数も遺骨の伝達件数ではない)。

戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

令和4年11月末現在

	1						<u>4年11月末現在</u>
No.	都道府県名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合 計
1	北海道	4			1		5
2	青 森			1			1
3	岩 手	3	1			1	5
4	宮城						0
5	秋田	1				1	2
6	山形			2			2
7	福島		1		1	1	3
8	茨 城	2	1				3
9	栃木						0
10	群馬		1				1
11	埼 玉	1	3	2			6
12	 千 葉	3	1	2	2		8
13	東 京	4	1		_		5
14	// / / / / / / / / / / / / / / / / 	5	2	2	2	1	12
15	新潟	1	1	2			4
16	富山	'					0
17	石 川	1	1				2
18	福 井	'	<u>'</u>				0
19	山 梨	1			1		2
20		1		1	<u>'</u>		2
21	岐阜	<u>'</u>		'			0
22	静岡	4	1				5
23		2			3		5
24	三 重	2	1		1		2
-			'		'		0
25 26					1		
\vdash	京都	1	-		'		1
27	大阪	1	1	2			4
28	<u>兵庫</u>	2	1	1			4
29	奈良	1					1
30	和歌山		1				1
31	鳥取			4	4		0
32	島根			1	1		2
33	岡 山	1					1 -
34	広島	3		1	1		5
35	山口	1	1				2
36	徳島						0
37	香川		1		,		1
38	愛媛				1		1
39	高知	1		_			1
40	福 岡	1	2	2			5
41	佐 賀					1	1
42	長崎	1		1	1		3
43	熊本	2					2
44	大 分	2		1	1		4
45	宮崎	1					1
46	鹿児島				1		1
47	沖縄						0
99	日本国外						0
	計	50	22	21	18	5	116

注1:年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。 注2:上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

5 遺留品の伝達について

(1) 事業の概要

戦没者等の遺留品について遺留品保有者から「ご遺族等へ返還したい」との連絡を 受けた場合、以下の業務を実施している。

- ・遺留品の画像等を厚生労働省に送付いただき、元の所有者を特定できた場合には、 ご遺族等の所在調査を行い、ご遺族を特定する
- ・ご遺族が特定でき、受け取りを希望された場合には、遺留品を遺留品保有者から厚 生労働省に送付いただき、ご遺族に返還する。

(2) 遺留品の調査(厚生労働省)

遺留品に書かれた元の所有者名や取得場所・取得時期などの情報を基に、厚生労働 省が保管する資料との照合や歴史資料保管施設が保管する資料を調査することにより 元の所有者の特定を行っている。

遺留品に元の所有者名が書かれていない、取得場所・時期等が不明、遺留品が劣化 しているなど、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなく、ご遺族を特定 することが困難な場合が多い。

(3) 遺族等調査、遺留品の伝達(都道府県へ依頼)

元の所有者の本籍地都道府県に対して、元の所有者又はその遺族の現住所調査及び遺留品の受領意思の確認を依頼している。

受領意思のある元の所有者又はその遺族に対しては、遺族が居住する都道府県から伝達を依頼している。

(4) 遺留品調査業務の一部を委託

近年、海外のボランティア団体の協力もあり、遺留品保有者からの返還依頼が増加傾向にある。このため、平成 30 年度からは、遺族等関係者のネットワークを活用できる団体の協力を得て、遺留品調査・返還業務の一部を委託して実施している(平成 30 年度~令和4年度は日本遺族会に委託)。

<u>委託団体から当該業務に係る調査依頼があった場合は、可能な範囲でご協力をお願</u>いしたい。

6 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

(1)補助事業の概要

民間団体等が建立した戦没者慰霊碑の維持管理については建立者等が自ら行うことが基本であるが、時間の経過によって建立者等が不明となるなどし、維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、管理状況が不良の慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助(1/2(上限50万円)※)を行っている。

※令和元年度から補助の上限を25万円から50万円に拡大している。

(2) 補助事業の対象となる慰霊碑

国内にある慰霊碑で、建立者等が不明であって、管理状況が不良(倒壊の危険などがあり、地域住民へ危害が及ぶおそれがあるもの)の慰霊碑を基本とするが、建立者等が高齢化し事実上管理できない場合も補助対象とする。

(3) 補助事業についての管内市区町村への周知

戦後80年近くが経過し、適切な維持管理がされていない慰霊碑が今後増えていく ことが予想されることから、<u>本事業を積極的に活用いただくため</u>、例えば、管内の市 町村会議等を利用して、これまで以上の積極的な制度に関する周知をお願いしたい。

(参考) 慰霊碑の移設等の考え方

慰霊碑の移設を行うことにより、今後、慰霊碑が適切に維持される状態になる、若 しくは、埋設等を行うことで維持管理する必要がなくなるものについて、事業の実施 主体が実際に移設等を行う場合、その費用について上限額の範囲内において補助を行 う。

- ①移設とは、慰霊碑を都道府県や市町村が管理する土地内等に移動し、設置することをいう。
- ②埋設等とは、慰霊碑の建立地等に埋める又は適切に処分することをいう。

7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査に ついて

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国(当時)の地域で強制抑留され、戦後、極寒の地で長期間にわたり、劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約57万5千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約5万5千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成3年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦 政府等より各種抑留者関係資料を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特 定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の 記載内容をお知らせしてきている。

シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万1千人(※)の個人を特定している。これに加え、平成27年4月以降、その他の地域(興南、大連、樺太等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定している。

(※令和4年12月末現在)

厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府等に資料提供の働きかけを行うとともに、一日でも早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう、引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

また、平成27年4月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に 情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表している。

各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に御協力頂いているが、御遺族の高齢化を踏まえ、引き続き速やかな御対応をお願いしたい。

<u>さらに、個人を特定できたものの、御遺族の所在が不明のためお知らせができない</u> 方を、遺族所在不明者名簿として厚生労働省 HP に公表しているので、当該名簿の周 知についてもご協力をお願いしたい。

なお、平成23年8月に、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」が閣議決定された。

厚生労働省としては、この基本方針に基づき、関係省庁と連携し、民間団体等の協力も得つつ、抑留中死亡者の資料調査、遺骨収集事業等を進めていくことにしている。

<照合調査による個人の特定状況>

令和4年12月末現在

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約5万5千人(注)	約4万1千人

(注) 主に昭和20年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計 この他にシベリア・モンゴル地域以外で約1千人の個人を特定

8 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

1. 地域社会での支援の実施等

中国残留邦人等の高齢化が進んでいる状況を踏まえ、以下の点についてご協力をお願いしたい。

(1)中国残留邦人等の高齢化への対応

① 中国残留邦人等の介護に係る環境整備【中国帰国者支援・交流センターで実施】

平成 29 年度より、全国 7 か所に設置している中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター」を配置し、介護事業所等において中国語等による語りかけ支援を行う「語りかけボランティア」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている。

語りかけボランティアの訪問については、令和元年度より当該センター遠隔地域に サブ(介護支援)コーディネーターを配置することとしており、引き続き実施範囲を 拡げることとしているので、平成30年4月25日付け中国残留邦人等支援室長通知に 基づき、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サ ービス利用状況等の中国帰国者支援・交流センターへの情報提供について、ご協力を お願いしたい。また、ボランティアの応募希望等があった場合は、各中国帰国者支援・ 交流センターを案内していただくようお願いする。

【参考】中国残留邦人等支援室長通知

○ 「中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」の実施に係る協力依頼について」(平成30年4月25日付け社援支発0425第1号 中国残留邦人等支援室長から各都道府県、指定都市、中核市民政主管部(局)長あて通知)

② 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

○ 自立支援通訳による支援の充実 中国残留邦人等の高齢化により、医療や介護サービスの利用が増加しているが、 限られた予算の範囲内で実施する必要があることから、効率的な運用をお願いした い。

○ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成 28 年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」も設置できることとしている。

帰国者の状況を踏まえ、現行の日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見

直しのほか、中国残留邦人等の人数や費用対効果の観点からも事業の検証を行い、 箇所数や実施回数を精査するなど、<u>引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏ま</u> えた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

③ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成20年3月31日及び平成25年6月27日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、住替えの積極的な活用を行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

【参考】国土交通省通知

- 「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」(平成 20 年 3 月 31 日付け国 住備第 143 号 住宅総合整備課長から各都道府県公営住宅管理担当部長あて通知)
- 「公営住宅に係る優先入居の取扱いについて」平成25年6月27日付け国住備第57号 住宅総合整備課長から各都道府県・政令市住宅主務部長あて通知)

(2)支援・相談員の配置

支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村(特別区を含む)に委託して事業を実施しているところである。

都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材確保等、多大なご 尽力をいただいているところであるが、<u>令和5年度においても引き続き、中国残留邦人</u> 等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

(支援・相談員配置基準)

支援給付受給世帯数	配置人数	稼働日数の目安(年間)
1世帯	1人	非常勤 7日
2世帯以上4世帯以下	1人	非常勤 21 日
5世帯以上9世帯以下	1人	非常勤 49 日
10 世帯以上 19 世帯以下	1人	非常勤 105 日
20 世帯以上 29 世帯以下	1人	非常勤 175 日
30 世帯以上 59 世帯以下	1人	常勤
60 世帯以上 89 世帯以下	2人	II
90 世帯以上 119 世帯以下	3人	II .
120 世帯以上 149 世帯以下	4人	II .
150 世帯以上 179 世帯以下	5人	II.
180 世帯以上	6人	II

※中国残留邦人等の状況やニーズに応じた弾力的運用も可能(要協議)。

(3)次世代継承事業

① 普及啓発事業

各中国帰国者支援・交流センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象に実施する<u>「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」に</u>ついて、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

② 中国残留邦人等の証言映像公開事業

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施し、収録した60名の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開(YouTube 内のMHLWchannel で公開中。"中国残留邦人等""証言映像"で検索されたい。)するとともに、各中国帰国者支援・交流センターでDVDの貸し出しを行っている。地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流や平和学習の機会等に活用いただきたい。

③「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業

戦後70余年が経過し、中国残留邦人等が高齢となる中、中国残留邦人等自らが自身の体験を語ることが難しくなっていることから、中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、「戦後世代の語り部」育成事業を実施した。今和元年度より研修を修了した「戦後世代の語り部」が講話活動を開始しており、地域住民への広報活動事業等の普及啓発事業、地域の方々との交流事業や平和学習の機会等に広く活用いただきたい(「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は首都圏中国帰国者支援・交流センターが負担する。派遣にあたっては、首都圏中国帰国者支援・交流センターまで連絡をお願いする。)。

【参考】「戦後世代の語り部」育成・講話活動事業の概要

・研修予定 1年目: 当時の体験や労苦の聞き取り、語り部に必要な基礎的知識、話法技術 等の習得

2~3年目:語り部講話原稿の作成、講話演習、実習等による実践的な研修

・「戦後世代の語り部」としての活動

研修修了後は、「戦後世代の語り部」として委嘱を受け、首都圏中国帰国者支援・交流センターでの定期講話会の実施の他、普及啓発事業、交流事業、小中高等学校等での平和学習の機会等での派遣講話活動を行う。

(4)中国残留邦人等の二世の就労支援

○ 日本語が不自由であることや、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、 安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況も見られることから、平成 26 年 12 月1日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、「二世の就労に資する日本語教室」 の設置により就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保すると <u>ともに安易な離職を防止するなど、より多くの方が安定した就労につながるよう支援</u>をお願いしたい。

○ 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」 制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

【参考】中国残留邦人等支援室長通知等

- 「中国残留邦人等の二世、三世に対する就労支援について(依頼)」(平成 26 年 12 月 1 日付け社援支発 1201 第 1 号 中国残留邦人等支援室長から各都道府県、政令都市、中 核市民生主管部(局)長あて通知)
- 「特定求職者雇用開発助成金」 ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から 10 年 を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助 成を行う。

2. 支援給付及び配偶者支援金の支給

平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齢 基礎年金等の支給と支援給付の支給を実施している。

さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者)に対して支援給付に加えて、配偶者支援金を支給(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額を支給)している。

支援給付制度は、制度開始から15年を迎え、対象となる支援給付受給者の高齢化も進んでいることから、引き続き、6月の支援給付の収入申告時や家庭訪問の際には、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」、「後発医薬品のしおり」などを活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、必要な届出、後発医薬品使用の原則等について、懇切丁寧な説明をお願いしたい。

また、配偶者支援金についても引き続き申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対する申請の案内及び指導にご尽力願い、<u>中国残留邦人等の死亡後に支給対象となる特定配偶者がいる世帯に対し、毎年6月の支援給付の収入申告時や家庭訪問の際に、個別に配偶者支援金の制度案内を行うよう、引き続きご協力をお願いしたい。</u>

なお、令和5年度は、社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果や物価の動向などを踏まえた生活保護基準の額の見直しが行われ、それに伴い、<u>支援給付費が変更される予定であるので、管内実施機関での対応をお願いしたい。</u>

3. 支援給付等施行事務監査

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第4項によりその規定の例によるものとされた生活保護法第 23 条に基づき、平成 21 年度から支援給付事務の監査を行っている。

令和5年度も、支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き ご協力お願いしたい。

都道府県・指定都市本庁が行う実地監査は、管内の実施機関に対し、4年に1度の割合で行うことになっている。引き続き、<u>管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務</u>監査を行い、適切な助言指導をお願いしたい。

なお、令和5年度に厚生労働省が実施する実地監査の対象となる都道府県市は、本年4月中にお知らせする予定としている。

(予算概要)

令和5年度援護関係予算案の主要事項

【4年度予算】

【5年度予算案】

援護関係予算総額 19,378百万円 → 18,465百万円

1 援護年金

4, 320百万円 → 3, 569百万円

(受給人員 2,509人 → 2,161人)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給 823百万円 → 754百万円

〈支給対象件数〉

- ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 約85万人
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金 約5,500人

遺骨収集事業等の推進

3, 279百万円 → 3, 323百万円

(1)遺骨収集事業

2, 573百万円 → 2, 601百万円

ア 硫黄島における遺骨収集事業

1, 499百万円 → 1, 512百万円

イ 海外等における遺骨収集事業

9 1 5 百万円 → 933百万円

ウ 法人運営経費

159百万円 → 156百万円

(2) 海外公文書館の資料収集

17百万円 → 17百万円

(3) 遺骨の鑑定

653百万円 → 667百万円

ア 手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のための DNA 鑑定

238百万円 → 245百万円

イ 戦没者遺骨の鑑定技術の研究・実用化検討 274百万円 →

280百万円

ウ 分析施設(ラボ)における鑑定実施

135百万円 → 136百万円

エ 会議開催経費・事務費等

6百万円 →

6百万円

(4) 遺骨・遺留品の伝達

35百万円 → 38百万円

4 戦没者慰霊事業等

- (1)全国戦没者追悼式举行経費
- (2) 慰霊巡拝等
 - ア 慰霊巡拝
- イ 政府建立慰霊碑の補修等
- ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理 (ア) 海外民間建立慰霊碑
 - (イ) 国内民間建立慰霊碑
- 工 慰霊友好親善事業

627百万円 → 632百万円

- 197百万円 → 197百万円
- 430百万円 → 435百万円
 - 99百万円 → 104百万円
 - 5 3 百万円 → 5 4 百万円
 - 19百万円 → 19百万円
 - 10百万円 → 10百万円 9百万円 → 9百万円
- 259百万円 → 259百万円

5 昭和館・しょうけい館事業

- (1) 昭和館
- (2) しょうけい館
 - (うち、都市再開発に伴う移転経費

6 5 6 百万円 → 6 4 3 百万円

- 461百万円 → 469百万円
- 196百万円 → 174百万円
 - 2 3 百万円 → 0 百万円)

6 中国残留邦人等の援護等

- (1) 中国残留邦人等に対する支援等
- ア 支援給付の実施等
- イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備
- (2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係 107百万円 → 107百万円
- (3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備

<u>9,321百万円 → 9</u>,192百万円

- 9. 174百万円 → 9. 045百万円
 - 9, 132百万円 → 9, 004百万円
 - 4 1 百万円 → 4 1 百万円

 - 40百万円 → 39百万円

(参考) 令和 4 年度第二次補正予算

※下記の経費について、前倒しして令和4年度第二次補正予算に計上。

- 昭和館施設改修経費
- 計 130百万円 22百万円
- ・援護システム機能強化事業 108百万円 (デジタル庁計上分)
- ※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。
- ※ 令和4年度予算及び令和5年度予算案は、デジタル庁計上分を含む。

(参考資料)

令和5年度予算案 事項別內訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

				厚生労働省社会・援護局(援護関係)
事項	令和4年度	令和5年度	対前年度	備考
	予 算 額 千円	予 算 案 千円	増 減 額 千円	
社会•援護局(援護)計上分	11,256,121	10,454,760	▲ 801,361	
(項) 厚生労働本省共通費	2,279	2,254	▲ 25	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,279	2,254	▲ 25	
(項) 遺族及留守家族等援護費	6,050,898	5,219,508	▲ 831,390	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	6,050,898	5,219,508	▲ 831,390	
援護審査会経費	921	917	4 4	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	4,417,213	3,662,047	▲ 755,166	援護年金等の支給 4,320百万円 → 3,569百万円
戦傷病者特別援護経費	225,842	205,753	▲ 20,089	 1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 しようけい館の運営費 196百万円 → 174百万円 (うち、都市再開発にともなう移転経費 23百万円 → 0百万円) 2 医療費の支給
				7百万円 → 8百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,700円 → 30,700円 ・葬祭費
未帰還者留守家族等援護経費	12,478	12,438	4 0	単価 212,000円 → 212,000円 葬祭料
未帰還者に関する特別措置経費	384	344	→ 40	単価 212,000円 → 212,000円
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の	823,328		▲ 69,500	
支給事務に必要な経費	023,320	753,828		
昭和館等に係る経費	570,732	584,181	13,449	昭和館運営費 461百万円 → 469百万円 昭和館修繕経費 105百万円 → 110百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	3,962,215	4,007,896	45,681	
戦没者遺骨収集事業等に必要な経費	3,276,117	3,320,055	43,938	
戦没者遺骨収集事業等の実施に必要な経費	3,276,117	3,320,055	43,938	
				1 遺骨収集関連事業
				①フィリピン ②東部ニューキ'ニア ③ピ'スマーク・ソロモン諸島 ④マリアナ諸島 ⑤ミャンマー ⑥イント' ⑦トラック諸島 ⑧マーシャル諸島 ⑨イント'ネシア ⑩ハ'ラオ諸島 ⑪キ'ルハ'ート諸島 ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ○旧ソ連地域(⑬ハハ'ロフスク地方 ⑯沿海地方 ⑰サ'ハ'イカル地方)
				2 遺骨・遺留品の伝達
				3 戦没者遺骨に係るDNA鑑定
戦没者遺骨収集事業等の推進に必要な経費 戦没者追悼式挙行等に必要な経費	686,098 529,922	687,841 526,639	1,743 ▲ 3,283	1 全国戦没者追悼式挙行経費 197百万円 → 197百万円
				2 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 259百万円 → 259百万円
				3 国内·海外民間建立慰霊碑の移設等 19百万円 → 19百万円
戦没者遺骨処理等諸費	156,176	161,202	5,026	
				1 慰霊巡拝
				①フィリピン ②東部ニューキ'ニア ③ピ'スマーク・ソロモン諸島 ④ミャンマー ⑤マーシャル・キ'ルハ'ート諸島 ⑥イント'ネシア ⑦北ボ'ルネオ ⑧中国 ⑨硫黄島 ○旧ソ連地域等(⑩ハハ'ロフスク地方 ⑪イルケーツク州・ フ'リヤート共和国 ⑫カサ'フスタン)
				2 慰霊碑の補修等
				3 遺骨・遺留品の伝達

事項	令和4年度	令和5年度	対前年度	備考
尹	予 算 額	予 算 案	増 減 額	VH 45
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,051,690	1,035,033	▲ 16,657	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,051,690	1,035,033	▲ 16,657	
中国残留邦人等に対する生活支援	487,525	481,699	▲ 5,826	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 65百万円 → 65百万円
定着自立援護	386,985	375,020	▲ 11,965	・次世代継承事業の実施 7百万円 → 7百万円
帰国受入援護	111,113	112,258	1,145	・永住帰国見込世帯人員 2世帯 6人 → 2世帯 6人 ・一時帰国見込世帯人員
身元調査等	24,619	24,600	▲ 19	54世帯 107人 → 54世帯 107人 •訪中調査対象孤児数 2人 → 2人 •訪日調査対象者数 1人 → 1人
介護に係る環境整備	41,448	41,456	8	
(項) 恩給進達等実施費	189,039	190,069	1,030	
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	189,039	190,069	1,030	
資料整備諸費	146,738	146,806	68	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	1,766	1,766	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	40,535	41,497	962	

社会·援護局(社会)計上分 (項)生活保護等対策費	8,122,111 8,122,111	8,010,301 8,010,301	· ·	
中国残留邦人等に対する生活支援	8,122,111	8,010,301	▲ 111,810	
中国残留邦人生活支援給付金	7,856,086	7,730,300	▲ 125,786	・特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	266,025	280,001	13,976	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
中国残留邦人等に対する生活支援		生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事項	令和4年度	令和5年度	対前年度	備考
ず 久	予 算 額	予 算 案	増 減 額	UHI ^¬
援護関係合計	19,378,232	18,465,061	▲ 913,171	
社会・援護局(援護)計上分	11,256,121	10,454,760	▲ 801,361	
社会·援護局(社会)計上分	8,122,111	8,010,301	▲ 111,810	

[※]令和4年度予算額及び令和5年度予算案は、デジタル庁計上分を含む。

(参考) 令和5年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事項	令和4年度	令和5年度	対前年度	備考
事 供	予 算 額	予 算 案	増 減 額	畑 芍
	千円	千円	千円	
社会·援護局(援護)計上分	1,322,636	1,301,289	▲ 21,347	
(項) 遺族及留守家族等援護費	800,448	785,406	▲ 15,042	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	795,577	780,535	▲ 15,042	
(目細)戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	65,336	64,203	▲ 1,133	
(目細)留守家族等援護事務委託費	8,421	8,384	▲ 37	1 留守家族等援護 112千円 2 未帰還者特別措置 78千円 3 戦傷病者特別援護 8,194千円
(目細)特別給付金等支給事務委託費	721,820	707,948	▲ 13,872	
(目)遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,871	4,871	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	42,678	41,675	▲ 1,003	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	2,974	2,974	0	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	2,974	2,974	0	
(目)戦没者遺骨収集事業等委託費	30,694	29,691	▲ 1,003	沖縄県
(目)遺骨収集等派遣費補助金	9,010	9,010	0	・国内民間建立慰霊碑の移設等 9,010千円
(項) 中国残留邦人等支援事業費	446,713	440,270	▲ 6,443	
(目)遺族及留守家族等援護事務委託費	446,713	440,270	▲ 6,443	
(目細)特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細)引揚者等援護事務委託費	446,501	440,058	▲ 6,443	「支援・相談員」の配置 397,604千円
(項) 恩給進達等実施費	32,797	33,938	1,141	
(目)旧軍関係調査事務等委託費	32,797	33,938	1,141	
(目細)旧軍関係調査事務等委託費	5,478	5,594	116	
(目細)旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	27,319	28,344	1,025	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,631千円2 戦没者叙勲等進達関係 1,713千円

事項	令和4年度	令和5年度	対前年度	備考
事 供	予 算 額	予 算 案	増 減 額	7佣
社会·援護局(社会)計上分	8,122,111	8,010,301	▲ 111,810	
(項) 生活保護等対策費	8,122,111	8,010,301	▲ 111,810	
(目)生活扶助費等負担金	3,732,861	3,706,975	▲ 25,886	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	3,466,836	3,426,974	▲ 39,862	特定中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項)配偶者支援金	266,025	280,001	13,976	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目)医療扶助費等負担金	4,176,975	4,078,048	▲ 98,927	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	4,176,975	4,078,048	▲ 98,927	
(目)介護扶助費等負担金	212,275	225,278	13,003	
(小事項)中国残留邦人生活支援給付金	212,275	225,278	13,003	
(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数	生活困窮者自立 支援法等に係る 補助金の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施
	A. T. A fee of	A = = ===	1.1 34.50 0	

事項	令和4年度	令和5年度	対前年度	備考
尹 供	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
接護関係合計	9,444,747	9,311,590	▲ 133,157	
社会・援護局(援護)計上分	1,322,636	1,301,289	▲ 21,347	
社会・援護局(社会)計上分	8,122,111	8,010,301	▲ 111,810	

2. 援護年金について

援護年金額は、恩給と同様に平成19年度から公的年金の引上率(物価上昇率等により決定)を基準に自動改定する仕組みを導入している。

令和5年度の援護年金額は、公的年金の引上率を基準に算出した改定率が1以下であれば、額は据置きとなる。

(1) 障害年金(年額)

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ、	○戦傷病者の配偶者:193,200円	27 万円
第1項症·	○公務傷病	○その他の扶養親族(子・孫・父母・祖父	21 万円
第2項症	9, 729, 100 円	母) (※)	
第3項症~	~ 961,000 円	【戦傷病者に配偶者がいる場合】	
第6項症	○勤務関連傷病	1人目・2人目:72,000円/人、	
	7,417,100 円	3 人目~: 36,000 円/人	_
第1款症~	~743,000 円	【戦傷病者に配偶者がいない場合】	
第5款症		1人目:132,000円、2人目:72,000円、	
		3 人目~: 36,000 円/人	

- ※ 第2款症から第5款症までの扶養親族加給は、配偶者加給193,200円のみ。
- ※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができない こと等の要件がある。

(2) 遺族年金・遺族給与金(年額)

① 対象者

戦没者と生計関係のあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、 孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。 ※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の 要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡	1,966,800 円	72,000 円/人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500 円	56,400 円/人
平病死(公務軽症者・勤務関連重症者)	557,600 円	_
平病死(勤務関連軽症者)・公務傷病併発死	456, 400 円	_
勤務関連併発死	335,000 円	_

※ 「平病死」とは、障害年金の受給者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡 することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3. 援護年金等受給者数について

(1) 援護年金受給者数

2,641人(令和4年3月末)

障害年金

564 人

② 遺族年金、遺族給与金

2,077人

(2) 各種特別給付金等

(令和4年12月末)

① 第二十七回特別給付金(200万円)国債発行請求件数 (戦没者等の妻に対する特別給付金)

46,624 件

- ② 第二十九回特別給付金(50万円~7.5万円)国債発行請求件数(令和3年施行分) (戦傷病者等の妻に対する特別給付金) 509件
- ③ 第二十六回特別給付金(100万円)国債発行請求件数 (戦没者の父母等に対する特別給付金) 28件 ※平成30年度の給付は、受給者高齢化、対象者少数(3名)となったため予算措置による現金給付を実施。
- ④ 第十一回特別弔慰金(25万円)国債発行請求件数(令和2年施行分)(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金)720,027件

4 昭和館・しょうけい館について

昭 和 館

- ・<u>戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に伝えていく</u>ため、 厚生労働省が開設した国立の施設(平成11年3月開館)。
- ・常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の 閲覧事業、関連情報提供事業等を実施。
- 春夏に特別企画展を開催。
- ・戦中・戦後の労苦を語り継ぐ「戦後世代の語り部の育成(研修)」を実施。令和元年度からは、研修修了者を語り部として委嘱し、来館者への講話や小中学校等への出張講話を行う「戦後世代の語り部活動」を実施。







- •昭和館HP http://www.showakan.go.jp
- ・地下鉄「九段下」駅4番出口から徒歩1分

しょうけい館

- ・戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代に 伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設(平成18 年3月開館)。
- ・常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の 閲覧事業、関連情報提供事業等を実施。
- ・春夏に企画展を開催。
- ・戦中・戦後の労苦を語り継ぐ「戦後世代の語り部の育成(研修)」を実施。令和元年度からは、研修修了者を語り部として委嘱し、来館者への講話や小中学校等への出張講話を行う「戦後世代の語り部活動」を実施。







- ・しょうけい館HP http://www.shokeikan.go.jp
- ・地下鉄「九段下」駅6番出口から徒歩1分

3館連携の取組

戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館(総務省委託)が連携し、戦中・戦後の労苦を次世代に伝えていくため、地方における「3館連携企画展の開催」や「夏休み3館めぐりスタンプラリー」等を実施。

5 援護関係資料の国立公文書館への移管について

<趣旨・目的>

- 〇旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業(遺骨帰還・慰霊巡拝)などの援護関係業務のため使用してきた。
- 〇これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5年間で、業務において引き続き保有を要するものを除いて、国立公文書館へ概ね移管した。
- 〇平成28年度以降も保有資料の整理を進め、国立公文書館への移管を推進している。

厚生労働省

戦 没 者 等 援 護 関 係 資 料

国立公文書館

※主な資料

- ・陸軍留守名簿 約 8,730冊
- •海軍軍人軍属死没者原簿 約 1,400冊
- ・旧ソ連邦政府等提供抑留者名簿等資料 約230冊

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/shiryou_ikan/index.html

〇電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

- 〇移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存
- 〇利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、 利用者へ公開

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)概要

※平成27年9月11日、衆議院厚生労働委員長提出。同日衆厚労委・衆議院で可決(全会一致)、参議院は継続審議へ。

平成28年2月18日、参厚労委可決、2月24日、参議院で施行日の修正を経て可決(全会一致)、衆議院へ回付。3月23日、衆厚労委可決、3月24日、衆議院で可決、成立(全会一致)

【国の青務】

- 国が戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施
- ・ 平成28年度から令和6年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進施策の集中実施期間とすること
- 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の円滑・確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣等と連携協力を図ること

【遺骨収集の定義】

遺骨収集とは、沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚牛労働省令で定める本邦の地域(※)又は本邦以外の地域で死亡した我が国 の戦没者の遺骨を収容し、本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すこと等 ※南西諸島等

【基本計画に基づく実施】

- 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画(令和6年度までの集中実施期間)を策定【平成28年5月31日 閣議決定】
- 政府は、地域の状況に応じた計画的・効果的な遺骨収集を実施

【実施法人の指定】

戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般 社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定

【その他】

- 政府の財政上の措置等
- 情報収集及び分析
- 関係国政府等の理解と協力
- 鑑定等の体制整備

「厚生労働省設置法の改正]

戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として 法律上明示

「施行期日]

平成28年4月1日

平成28年8月19日 法人を指定

【指定法人】 一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」 ※平成28年11月活動開始 長】 水落敏栄 (一財) 日本遺族会会長(令和4年8月25日付就任) 【所属団体(13団体※)】※令和4年5月末時点

(一財) 日本遺族会

硫黄島協会

(一財) 全国強制抑留者協会

東部ニューギニア戦友・遺族会

全国ソロモン会

水戸二連隊ペリリュー島慰霊会

特定非営利活動法人 太平洋戦史館

(公財) 大東亜戦争全戦没者慰需団体協議会 特定非営利活動法人 JYMA日本青年遺骨収集団

特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会

小笠原村在住硫黄島旧島民の会

特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会

(公社) 隊友会

「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(平成28年5月31日閣議決定)概要

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(抄)

- 第5条 政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

主な記載事項

1. 集中実施期間

・ <u>平成28年度から令和6年度までを遺骨収集推進施策の集中実施期間とし、平成29年度までに</u>各国の国立公文書館等の文書等の収集や現地 調査といった必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施する。

2. 関係行政機関との連携協力

- ・ 厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省その他関係行政機関は、可能な限り協力する。
 - (※) 外務省:関係国の政府等との協議等、在外公館での専門担当官の配置、遺骨の一時保管、JICAへの協力要請 等 防衛省:硫黄島における輸送その他支援、自衛艦等の運行に際しての遺骨送還、防衛研究所の有する情報及び知見の提供 等

3. 事業計画の策定、情報収集・遺骨収集の実施

- (1) <u>厚生労働省は</u>、毎事業年度開始前に、<u>別紙の集中実施期間における地域ごとの取組方針に即して、次年度の実施指針を策定し、指定法人</u>は、毎事業年度開始前に、当該実施指針に即して、事業計画を策定する。
 - (※) 実施指針の策定に当たっては、各地域における情報収集の状況、国際情勢等を踏まえ、地域特性等に応じた取組目標等を可能な限り明確に設定し、事業の検証にも資するものとする。
- (2) 情報収集及び遺骨収集については、<u>厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて民間団体等の協力を得ながら、事業計画に基</u>づいて実施する。ただし、相手国政府との協議等を要する場合など政府の主体的な対応が要求される場合は、厚生労働省が実施する。

4. 戦没者の遺骨の鑑定等

・ 遺骨のDNAデータベース化を推進するとともに、遺留品等がなくても、部隊記録等の資料によりある程度戦没者が特定できる場合には、当 該戦没者と関係すると思われる遺族に呼びかけを行い、DNA鑑定を実施する。

5. 実施状況の公表

・ 厚生労働省は、戦没者の遺骨収集等の実施状況を、毎事業年度終了後速やかにとりまとめ、公表する。

쑄

【別紙】集中実施期間における地域ごとの取組方針

一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識の下、<u>遺族の心情に鑑</u>み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁重な配慮をしつつ、地域ごとの取組方針に基づく戦没者の遺骨収集を推進する。

(1) 沖縄及び硫黄島

地域名	取組方針
沖縄	大規模な壕等について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を実施する。 関係省庁で連携し、 <u>米軍施設及び区域内の遺骨収集について米国側の同意を得て</u> 、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
硫黄島	関係省庁会議において策定された取組方針等を踏まえ、関係省庁が連携を図りつつ、遺骨収集を推進する。

(2) 遺骨収集を推進する(1)以外の地域

ミャンマー、東部ニューギニア、ビス マーク・ソロモン諸島 等	資料調査や <u>現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携</u> により確度の高い情報を得た上で、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
旧ソ連(ウズベキスタンを除く)、モ ンゴル	<u>抑留中死亡者の埋葬地等</u> について、資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、現 地調査を実施し、遺骨収集を推進する。
樺太・千島(北樺太を除く)	資料調査や民間団体等との連携により確度の高い情報を得た上で、又は、 <u>他国による戦没者の遺骨収集が実施された際に、我が国の戦没者であると思われる遺骨に関する情報が得られた場合には</u> 、現地調査を実施し、遺骨収集を推進する。

(3) 遺骨収集を推進するために現地政府等と協議等が必要な地域

フィリピン、中国本土、中国東北部(ノモンハンを含む)、インドネシア(西イリアンを含む)、マーシャル諸島、マリアナ諸島(グアムを含む)、ウズベキスタン、アリューシャン列島については、関係省庁と連携し、<u>相手国側と必要な協議等を行い、その結果を踏まえて遺骨収集を推進</u>する。